

診療放射線技師レジデント制度規程

神戸市立医療センター中央市民病院 放射線技術部

令和 8 年 8 月 1 日 制定

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条

本規程は、神戸市立医療センター中央市民病院放射線技術部における診療放射線技師レジデント制度（以下「レジデント制度」という。）に関し必要な事項を定め、診療放射線技師として必要な臨床能力、専門知識、医療安全意識および医療職としての姿勢を体系的に修得させることを目的とする。

(理念)

第 2 条

レジデント制度は、高度急性期医療に対応できる専門的知識および臨床実践能力を有し、患者中心の医療を実践できる診療放射線技師を育成することを理念とする。

(基本方針)

第 3 条

レジデント制度は、次に掲げる方針に基づき実施する。

- 各モダリティにおける基本的診療放射線技術を体系的に修得すること。
- 医療安全、接遇、チーム医療および多職種連携を理解し、実践できる能力を養成すること。

3. OJT を中心とした実践型教育を通じて、高度急性期医療に対応できる臨床実践能力を修得すること。
 4. クリニカルラダーに基づく段階的評価を行い、継続的な能力開発を支援すること。
 5. 将来的に地域医療および高度専門医療において中核的役割を担う診療放射線技師を育成すること。
-

第 2 章 採用および身分

（応募資格）

第 4 条

レジデント制度に応募できる者は、診療放射線技師免許を有する者、または取得見込みの者とする。

（定員）

第 5 条

レジデントの定員は、放射線技術部の運営状況および教育体制を勘案し、別に定める。

（選考方法）

第 6 条

レジデントの採用は、書類審査、筆記試験および面接等により行う。

（身分）

第 7 条

レジデントの身分は、アルバイト職員とする。

2 勤務条件、給与、休暇その他の処遇については、当院のパートタイマー・アルバイト職員就業規則、その他関係規程に定めるところによる。

(任期)

第 8 条

レジデントの契約期間は 1 年以内とし、評価に基づき更新することができる。

2 研修期間は最長 2 年間とする。

第 3 章 研修体制

(研修実施体制)

第 9 条

放射線技術部は、レジデント制度の管理運営、研修計画の実施、評価および指導体制の整備に責任を有する。

(制度責任者)

第 10 条

制度責任者は放射線技術部技師長とする。

2 制度責任者は、次に掲げる業務を行う。

1. レジデント制度全体の統括
2. 研修計画の承認
3. 研修評価および修了認定
4. 研修内容の改善および見直し

(研修管理者)

第 11 条

研修管理者は技師長補佐または主査とする。

2 研修管理者は、次に掲げる業務を行う。

1. 研修計画の運営管理
2. レジデントおよび指導者への支援
3. 研修進捗状況の確認
4. 研修評価の取りまとめ

（上位者）

第 12 条

上位者は主任または主査とする。

- 2 上位者は、プリセプターへの支援およびレジデントへの二次指導を行う。

（プリセプター）

第 13 条

プリセプターは、原則として職歴 4 年以上の診療放射線技師から選任する。

- 2 プリセプターは、レジデントに対する一次指導者として、日常業務指導、目標設定支援、面談および評価を行う。

（部門教育技師）

第 14 条

各モダリティに部門教育技師を配置する。

- 2 部門教育技師は、各部門における教育計画、技術指導および到達目標の確認を行う。

（レジデント育成会議）

第 15 条

放射線技術部は、年度初めにレジデント育成会議を開催する。

2 育成会議では、次に掲げる事項について協議する。

1. 研修体制
2. 配属計画
3. 教育内容
4. 評価方法
5. その他必要事項

第4章 研修の中断および中止・未修了

（研修の中断）

第16条

研修の中断とは、レジデントとしての採用期間の途中で研修を中断することをいい、次に掲げる場合に中断を認める。

1. 妊娠、出産、育児、傷病、留学、研究その他やむを得ない理由
- 2 研修を中断する際は、研修中止届を研修管理者に提出し中止期間満了後、引き続き研修を継続するものとする。

（研修の中止）

研修の中止とは、採用期間の途中で研修を中止し退職することをいい、次に掲げる場合に中止とする。

1. レジデントが診療放射線技師としての適性を欠き、繰り返しの指導・教育によっても改善が認められず、制度責任者が研修継続困難と判断した場合
2. レジデント本人が自己都合による退職を申し出た場合
3. 病院の運営上その他の理由により、レジデント研修の実施が困難となった場合

4. その他制度責任者が正当な理由があると認めた場合

2 レジデントが自己都合により退職する場合は、原則として退職日の1か月前までに研修管理者へ申し出るとともに、制度責任者へ退職届を提出するものとする。

(研修の未修了)

第17条

制度責任者は、研修期間の修了時評価において、レジデントが研修修了基準を満たしていないと認める場合は、研修を未修了とすることができる。

2 研修の未修了とは、研修期間の修了時評価において、レジデントが研修修了基準を満たしていない等の理由により、制度責任者が研修を修了したと認めないことをいう。

3 制度責任者および研修管理者は、あらかじめ定められた研修期間内にレジデントが研修を修了できるよう必要な支援を行うものとし、安易に未修了の扱いとしてはならない。

4 制度責任者は、研修管理者による評価に基づき、レジデントが研修を修了していないと認めるときは、速やかに、その理由を付して本人に文書で通知するものとする。

(修了延期)

第18条

制度責任者は、休止期間、研修の履行状況、到達状況その他やむを得ない事情を総合的に勘案し、必要と認める場合には修了判定を延期することができる。

第5章 研修修了

(修了基準)

第19条

制度責任者は、次に掲げる事項を総合的に評価し、研修修了を認定する。

1. 研修期間の評価

- (1) 2年間の研修期間を通じ、研修休止期間が90日以内（病院の定める休日を除く。）であること。
- (2) 研修休止の理由は、傷病、妊娠、出産、育児その他正当な理由（年次有給休暇を含む。）によるものであること。
- (3) 休止期間が90日を超える場合は、原則として未修了とする。ただし、休止理由、研修履行状況および到達状況等を勘案し、制度責任者が個別に判断することができる。
- (4) 休止期間が90日以内であっても、本条に定めるその他の修了基準を満たさない場合は未修了とする。

2. 研修到達目標の達成

レジデント研修規程に定める到達目標およびクリニカルラダーに基づき、あらかじめ定められた研修期間を通じて到達目標を達成していること。

3. 診療放射線技師としての適性

次の各号のいずれにも該当すること。

- (1) 安全かつ適切に診療放射線業務を遂行できること。
- (2) 法令、院内規程および医療倫理を遵守できること。

（修了証の発行）

第20条

制度責任者は、前条に定める修了基準を満たした者に対し、修了証を発行することができる。

第 6 章 雑則

（規程の改廃）

第 21 条

本規程の改廃は、放射線技術部内で協議のうえ、病院の所定手続により行う。

附則

- 1 本規程は令和 8 年 8 月 1 日より施行する。
- 2 本規程の施行に関し必要な事項は、別に定める「診療放射線技師レジデント研修規程」および「診療放射線技師レジデント研修制度運用マニュアル」による。